

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第7号

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例

四日市市介護保険条例（平成12年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,060円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,060円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円</p>

0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 83,400円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 100,080円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 108,420円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 116,760円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(11) (略)

附 則

未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 83,400円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 100,080円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 108,420円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 116,760円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(11) (略)

附 則

1 から 9 まで (略)

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

1 0 第一号被保険者のうち、令和 2 年の

合計所得金額に所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 2 条第 1 項 (第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア及び第 1 0 号アに係る部分に限る。) の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。) によるものとし、租税特別措置法」とする。

1 1 前項の規定は、令和 4 年度における

保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

1 2 第 1 0 項の規定は、令和 5 年度にお

ける保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替える

1 から 9 まで (略)

ものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

(健康福祉部介護保険課)